

離婚届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

字訂正
字加入
字削除

届
出
印

(1) 氏名	夫 みんじ たろう 氏 民事 太郎	妻 みんじ はなこ 氏 民事 花子
	生 年 月 日 昭和 51 年 1 月 1 日	生 年 月 日 昭和 52 年 2 月 3 日
(2) 住 所	住所 東京都千代田区霞が関	
	番地 1丁目1番1号	
(3) 本 籍	本 籍 東京都千代田区丸の内1丁目1番地番	
	筆頭者の氏名 民事 太郎	
(4) 離婚の種別	父 母 の 氏 名 父 夫 民事 一郎 母 一子	続 き 柄 長 男
	妻 の 父 戸籍 一郎 母 葉子	続 き 柄 長 女
(5) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
	婚姻前の氏に <input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(6) 未成年の子の 氏 名	夫が親権を行う子 民事 準	
	妻が親権を行う子	
(7) 同居の期間	同居を始めたとき 平成16年1月 から 平成20年12月 まで	
	(同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8) 別居する前の 住 所	別居する前の住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番地番1号	
	別居する前の世帯のおもな仕事と	
(9) 夫 妻 の 職 業	夫の職業	
	妻の職業	
(10) 届 出 人	夫 民事 太郎 印	妻 民事 花子 印
	事件簿番号	
住 定 年 月 日		
夫	.	.
妻	.	.

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出す時は、2通または3通出してください（札幌市内に提出する場合は、1通で結構です）。
また、そのさい戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	甲山 孝助 印	乙川 竹子 印
押 印		
生 年 月 日	昭和10年6月10日	昭和12年8月30日
住 所	東京都中野区野方	東京都世田谷区若林
	1丁目1番1号	1丁目1番1号
本 籍	東京都杉並区清水町	東京都千代田区永田町
	1丁目1番	1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

日中連絡のとれるところ
電話 ()
自宅 勤務先 呼出 (方)

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。
なお、離婚届と同時にこれらの届 けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。
就業時間以外（土曜日、日曜日、祝日等）の住民異動届は受付できませんので後日届出ねがいます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印を御持参ください。

婚姻中の氏で署名
押印してください。